

食品を製造・販売する際は

食品表示法で定められた方法による 栄養成分表示が必要です！

なぜ「栄養成分表示」が必要なの？

食品表示法の施行により、消費者の食品選択や健康管理に役立つように、原則として全ての**予め包装された一般消費者向け加工食品及び添加物**において、栄養成分表示が義務付けられました。

「栄養成分表示」の表示例



① 栄養成分表示 [1箱(〇g)当たり] ②	
熱量	〇〇 kcal
たんぱく質	〇〇.〇g
脂質 ③	〇〇.〇g ④ ⑤
炭水化物	〇〇.〇g
食塩相当量※	〇.〇g

① 栄養成分表示：

必ずこのタイトルで表示します。

② 1箱(〇g)当たり：

販売される状態における**可食部分の1単位当たり**で表示します。

例 100g、100ml、または1食分※、1包装 当たり

※1食分の場合はその量も表示します。

例：1食分(150g) 当たり

③ 記載の順番：

基本5項目(熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量※)を**必ずこの順番**で表示します。

※ナトリウム表示ではなく、食塩相当量に換算して表示します。

④ 位・⑤ 単位：

定められた最小表示の位、単位で表示します。

なお、位については、これより下の位まで表示することも可能です。

<注意！>

・栄養成分の量及び熱量の**表示値**：**分析や計算等によって**得ます。

なお、表示値が定められた許容差の範囲に収まることが困難な場合等、合理的な推定により得られた値を用いる場合には、栄養成分表示の近接した場所に「この表示値は、目安です。」または「推定値」の文言を含む表示を行い、販売期間中は表示値の設定根拠を説明できる資料を保管しておく必要があります。

・表示する**場所**：容器包装を開かないでも、**見える場所**に表示します。

・表示する**大きさ**：原則**8ポイント以上**の大きさの文字で記載します(表示可能面積がおおむね150cm²以下の場合には、5.5ポイント以上の大きさの文字で記載します。)。 8ポイント 5.5ポイント

「栄養成分表示」を省略できる、又は要しない場合

- 1 容器包装の表示可能面積がおおむね 30 cm² 以下であるもの
- 2 酒類
- 3 栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの
- 4 極めて短期間で原材料（その配合割合を含む。）が変更されるもの
- 5 消費税法第9条第1項により、消費税の納付義務が免除される事業者が販売するもの。
ただし、当分の間、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模事業者が販売するものも省略できる。
- 6 食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合
- 7 不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合

※栄養強調表示をする場合や、栄養成分等の機能を表示する食品の場合等には、これらに該当する場合であっても必ず栄養成分表示が必要です。

※ただし、省略できる食品であっても、表示可能なものは、できるだけ表示することが望ましいです。

「栄養強調表示」をする場合

欠乏や過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えている栄養成分について、補給できる旨や適切な摂取ができる旨の表示をする際の基準を定めています。

「高い」「含む」「強化された」または「含まない」「低い」「低減された」旨を表示する場合や、「無添加強調表示」をする場合には、定められた条件を満たす必要があります。



○「栄養成分表示」についての情報・相談等

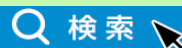
<「栄養成分表示」に関する情報>

今回は、食品表示法に基づく栄養成分表示に関わる基本的な部分を抜粋して記載しています。

詳しくはこちらのホームページをご確認ください。

◎東京都ホームページ「栄養成分表示ハンドブック」

東京都 栄養成分表示



こちらの二次元コードからアクセス

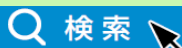
<「食品表示」に関する参考資料>

食品の表示には、栄養成分表示以外にも表示しなければならない事項があります。

詳しくはこちらのホームページをご確認ください。

◎東京都ホームページ「食品衛生の窓」

東京都 食品表示



こちらの二次元コードからアクセス

<「栄養成分表示」に関する相談窓口>

表示に責任をもつ本社（輸入品の場合は輸入者）等の所在地を所管する保健所へご相談ください。

【問合せ先】

町田市保健所 保健予防課 保健栄養係

住所：東京都町田市中町 2-13-3

電話：042-722-7996

※来所による相談を希望する方は、事前に電話でご連絡ください。